

有効期間満了日 令和12年3月31日まで

熊交規第234号

令和6年4月15日

広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)

広告物の道路占用の取扱いの内容等及びこれに伴う交通警察の対応については、「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について」(令和2年8月18日付け熊交規第514号。)により実施してきたところであるが、この度、国土交通省において、広告物の道路占用の取扱いが改正され

○ ICTを活用したスマートごみ箱に添加する広告物が追加された。

これに伴う、取扱いに関する基本的な考え方、主な内容及び留意事項について、別添「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)」(令和6年3月26日付け警察庁丁規発第47号。)が示されたことから、その対応に遺漏のないよう適切に対応されたい。

なお、本通達の発出をもって前記令和2年通達は廃止する。

※ 警察庁通達「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)」については警察庁ホームページをご覧ください。